

**平成 30 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書**

**広島大学大学院法務研究科
法務専攻**

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	24
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
第 11 章 自己点検及び評価等	32
<参 考>	35
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	37
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	38

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第6部会)

上松健太郎	ブナの森法律事務所弁護士
植村立郎	湯島綜合法律事務所弁護士
◎千葉恵美子	大阪大学教授
土屋美明	共同通信社客員論説委員
水島郁子	大阪大学教授
○山田文	京都大学教授
和田俊憲	慶應義塾大学教授
渡邊康行	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青井未帆	学習院大学教授
浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
宇藤崇	神戸大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
奥村丈二	中央大学教授
○尾島茂樹	金沢大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
北川佳世子	早稲田大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
酒井啓亘	京都大学教授
菅原郁夫	早稲田大学教授
只木誠	中央大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
服部高宏	京都大学教授
深澤龍一郎	名古屋大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
水島郁子	大阪大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

広島大学大学院法務研究科法務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 21 年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が、年間 20 単位以下にとどめられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 学生の学修意欲の向上と学修条件の改善に寄与することを目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 平成 26 年度及び平成 27 年度において入学定員充足率が 50%を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう留意する必要がある。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 必修科目である授業科目「公法総合演習」、「民法総合演習」及び「刑事法総合演習」についてのみ、同一年度内に同一授業科目の再履修を可能としており、実質的な救済措置となりうる可能性があることから、当該授業科目の開講形態について再検討する必要がある。
- 成績評価基準は、シラバスに明示すると定めているにもかかわらず、成績評価の考慮要素及びその割合の記載がシラバス上で不明確な授業科目が散見されるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータが教授会の構成員でない兼任教員及び兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。
- 絶対評価方式をとる可否の判定尺度について、必ずしも教員間で認識が共有されておらず、個々の授業科目における絶対評価の基準を組織全体で共有するなどの措置が講じられていないため、組織全体として検討・改善を図る必要がある。
- 当該法科大学院においては、入学者選抜における法学未修者コースと法学既修者コースとの間で併願することを認められているが、併願者について、法学既修者コースに合格した者は、常に法学未修者コースの可否判定から最終的に除外されていることから、それらの者について法学未修者コース受験者数から除外した場合には、入学者選抜における競争倍率は、5年の評価期間中において、2倍を下回っていると考えられる年度が評価実施年度を含め4回あることから、入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、併願者の取扱いについて改善を図る必要がある。
- 東千田図書館に備えられている図書及び学習に必要な雑誌について、その一部は版が古く、備えられている数が必ずしも十分でないため、改善措置を講じる必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念は、「知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の構築に貢献する。」として、また、教育目標は、「(1) 実力ある法律専門家の養成（法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考、グローバルに活躍できる国際的な視野）、(2) 人格高潔な見識ある法律専門家の養成（幅広い教養と高い倫理性、専門職業人（プロフェッション）としての任務に対する深い自覚）、(3) 「社会生活上の医師」たる法律専門家の養成（リーガル・サービスを必要とする社会各層の要請に対応、人間と社会に対する深い関心・理解力・洞察力）、(4) 対話力に優れた法律専門家の養成（人の絆を大切にす対話力、人の心の痛みが分かる共感力、人をリスペクトする包容力）」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念及び目標に適った教育を実施するため、汎用性の高い理論について基礎・基本から徹底して理解を促す教育を先行し、法理論の理解を背景に実務における法の実践を学びその意味を理解する教育を行うことにより、教育課程の編成等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等におけるものが挙げられる。

当該法科大学院の教育理念及び目標は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 法務研究科では、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献するという教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを定めました。

専門職大学院である本研究科の標準修業年限は3年で、所定の科目群から合計 99 単位以上を修得し、次の（1）から（4）までの能力を備え、司法試験に合格しうる人に学位「法務博士（専門職）」を授与します。（1）「学修の転移・活用（transfer of learning）」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力、（2）法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探索し構築できる、創造性に富んだ法的思考力、（3）充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力、（4）専門職業人（プロフェッション）としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力

なお、本研究科の課程において必要とする法学の基礎的学識を有すると教授会が認めた人（法学既修者）については、1年次配当の必修科目 27 単位を修得したものとみなします。法学既修者は、2年で本研究科課程を修了することができます。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 法務研究科では、教育理念及びディプロマ・ポリシーに基づき、高い倫理観と高度な専門知識・能力をあわせ持つリーガル・プロフェッションを育成するためのカリキュラムを編成します。

カリキュラム編成においては、授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の4群に分類し、理論と実務とを架橋する学修を目的とします。具体的な編成方針は、1年次には各法領域につき基礎・基本となる知識の修得、2年次には実体法と手続法との融合を図り、3年次には理論と実務とを調和させることにより、年次進行に合わせて体系的・段階的に基礎から応用へと知識を積み上げるとともに、十全な自学自習が可能となるまで学修力を鍛錬します。

どの年次・学修段階においても知識の授受のみではなく、問題点を的確に発見し知識を応用して適切に解決する法的思考を求める授業内容・方法を実践します。これにより、紛争解決の場で専門的知

識を応用できる「学修の転移・活用 (transfer of learning)」の経験を通じた、高度な専門的知識のより深い、イノベーションをも起こせる理解を目指します。

また、柔軟かつ緻密な法的思考をコミュニケーションする能力を涵養するため、自主的積極的な授業参加を求める、プロセス重視の対話型教育法による充実した授業が展開されます。

さらに、3年コース(法学未修者)入学者を対象として、法学の学修にスムーズかつ速やかに対応することができるよう導入科目を設置しています。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念及び目標を効果的に実現するために、1年次において法律基本科目の履修によって法理論的思考の基礎・基盤を身に付け、2年次において具体的な設例の法的処理や重要判例の射程等を検討する中で実体法と手続法との融合の視点を意識付けつつ、より深い理解へと導き、法的論理を緻密に構築する能力を修得し、3年次において、発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を修得する教育を行うなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法律基本科目における導入的な授業科目の開設や法学未修者を対象としたプレ・チュートリアルの実施等の措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の実務について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤ

リング、クリニック、エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目及び法文書作成に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法的思考法」、「法理学」、「政治学」及び「法社会学」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることによって寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、授業科目「消費者法」、「企業金融法」、「金融商品取引法入門」及び「社会保障法」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、必修科目である授業科目「公法総合演習」、「民法総合演習」及び「刑事法総合演習」についてのみ、同一年度内に同一授業科目の再履修を可能としており、実質的な救済措置となりうる可能性があることから、当該授業科目を必修科目と分類することが適切であるとは必ずしもいえないものの、教育上の目的及び当該法科大学院の教育理念及び目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、おおむね学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）	10 単位
(2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）	32 単位
(3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）	12 単位

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目11単位、その他（公法、民法及び刑法の横断的科目）4単位の合計59単位とされており、このうち4単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- (2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1) に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえて、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
 - イ 法文書作成
(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理1」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事訴訟実務基礎1」及び「民事訴訟実務基礎2」（各1単位）が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科

目「刑事訴訟実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」(1単位)が必修科目として開設され、ローヤリングは、授業科目「ローヤリング」(1単位)が選択科目として開設され、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニック」(1単位)が、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」(1単位)が選択必修科目として開設され、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「公法実務基礎」(1単位)が選択科目として開設され、このほか必修科目である授業科目「法文書作成」(2単位)が開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、必修科目である授業科目「法学概論」及び「法曹倫理1」の中で適宜指導することとされ、法文書作成は、授業科目「法文書作成」が必修科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、授業内容の決定時に実務家教員と研究者教員が協議し、共同で授業を実施するなどの協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 必修科目である授業科目「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」についてのみ、同一年度内に同一授業科目の再履修を可能としており、実質的な救済措置となりうる可能性があることから、当該授業科目の開講形態について再検討する必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、20人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、専門的な知識を確実に習得させるために講義形式の授業方法も併用しつつ、法知識を使うことに慣れさせるための双方向授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、事例解決論理的思考プロセスを確認するための少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、

密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されるとともに、年度当初のガイダンス及び「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じて告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、事前学習テキスト等の配付及び復習課題の出題、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく6時から24時（期末試験の前から試験期間中に限り6時から翌日の2時）まで利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては、36単位が上限とされており、2年次においては、36単位（授業科目「エクスターンシップ」（1単位）は含めない。）が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分けに関する方針が設定され、学生便覧を通じて学生に周知されている。また、成績評価基準はシラバスに明示すると定められているにもかかわらず、成績評価の考慮要素及びその割合の記載がシラバス上で不明確な授業科目が散見されるものの、成績評価における考慮要素については、試験の成績、レポート、平常点等としており、これらはおおむねシラバスに記載され、学生に周知されている。

教授会の構成員ではない兼任教員及び兼任教員に、成績評価に関するデータが共有されていないものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、教授会における全授業科目の成績評価データの共有・検討、単位認定に関する異議申立制度の整備等が講じられている。

成績評価の結果については、学生とチューターとの個人面談、評価平均点（GPA）、授業科目ごとの成績分布に関するデータ等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、絶対評価方式をとる可否の判定尺度について、必ずしも教員間で認識が共有されておらず、個々の授業科目における絶対評価の基準を組織全体で共有するなどの措置が講じられていないものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、年度当初の集合ガイダンス、チューター面談において学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるも

のに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31 単位以上修得していること (なお、(2) においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、99 単位以上を修得することとされており、このうち4単位は基準2-1-5のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。なお、ただし書きで、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30 単位を超えて修得したものとみなすと定められている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12 単位、民事系科目32 単位、刑事系科目12 単位、法律実務基礎科目10 単位以上、基礎法学・隣接科目4 単位以上、展開・先端科目12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から31 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受

験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、当該大学法学部の定期試験で出題された問題と同一又は類似の問題を出題しないよう試験問題の確認を行うなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、27単位を修得したものとみなしている。この27単位については、1年次の必修科目27単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 成績評価基準は、シラバスに明示すると定めているにもかかわらず、成績評価の考慮要素及びその割合の記載がシラバス上で不明確な授業科目が散見されるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータが教授会の構成員でない兼任教員及び兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。
- 絶対評価方式をとる合否の判定尺度について、必ずしも教員間で認識が共有されておらず、個々の授業科目における絶対評価の基準を組織全体で共有するなどの措置が講じられていないため、組織全体として検討・改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教務委員会にてFDが実施され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員相互授業参観及び授業評価アンケート等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念及び目標に照らし、「入学者受入れの方針」として「(1) 物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる人、(2) 何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人、(3) 自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人、(4) 他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人、(5) 自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試委員会が設置され、可否判定は教授会の審議を経ることとするなど、役割分担に基づいた業務を実施することとされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（志願者数、合格者数、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、配慮希望の内容に応じるなど、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、平成30年4月入学者向け入学試験では、一般入試とAO入試を設け、一般入試の法学未修者コース（3年コース）の一般入試においては、小論文試験及び面接試験、AO入試においては面接試験を実施し、法学既修者コース（2年コース）では法律科目試験が実施されている。平成31年4月入学者向けの入学試験からAO入試を廃止し、一般入試のみとなり、法学未修者コース（3年コース）では小論文試験、法学既修者コース（2年コース）では法律科目試験が実施されており、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学

者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

なお、平成 31 年度入学者を対象とする入学者選抜から法科大学院全国統一適性試験の成績を利用することが任意化されたが、当該法科大学院においては、法学未修者及び法学既修者問わず、独自の入学試験として資質確認試験を課しており、比較的身近な社会問題や正義論などの哲学的な問題を素材に、問題状況の多面的な認識と本質の把握を解答の中心に据えつつ、解答に際してその論理展開の方向性に一定の制約を付しつつ、問題状況の適切な把握、利害状況の複層的分析、解決（への道筋）の創造的な構想などを問うことによって、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する方法で入学者選抜が行われている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、入学志望理由書及び履歴書に記入された内容も評価の対象に加えることによって、また、合格者のうち非法学部出身者及び社会人（入学時において3年程度の社会経験を有する者）が約20%を下回る場合には合格者の上位の中から優先的に合格する場合があるとしており、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は49人であり、収容定員60人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学定員充足率が、平成26年度及び平成27年度において50%を下回っているものの、入学定員の見直しを行うなど、直近の入学定員充足率が50%を上回っているとともに、入学者数も10人を上回っていることから、所定の入学定員数と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における法学未修者コースと法学既修者コースとの間で併願することが認められているところ、併願者について、法学既修者コースに合格した者は、常に法学未修者コースの合否判定から最終的に除外されていることから、それらの者について法学未修者コース受験者数から除外した場合には、入学者選抜における競争倍率は、5年の評価期間中において、2倍を下回っていると考えられる年度が評価実施年度を含め4回あるものの、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の変更（平成27年度に48人から36人に、平成28年度に36人から20人に削減）が行われているなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 平成26年度及び平成27年度において入学定員充足率が50%を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 当該法科大学院においては、入学者選抜における法学未修者コースと法学既修者コースとの間で併願することを認められているが、併願者について、法学既修者コースに合格した者は、常に法学未修者コースの合否判定から最終的に除外されていることから、それらの者について法学未修者コース受験者数から除外した場合には、入学者選抜における競争倍率は、5年の評価期間中において、2倍を下回っていると考えられる年度が評価実施年度を含め4回あることから、入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、併願者の取扱いについて改善を図る必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度当初に集合ガイダンス、教員によるチューター制度等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前のガイダンス及びプレ・チュートリアルの実施等、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、前期に導入科目である授業科目「法学概論」において法解釈論や判例の理解について、続けて授業科目「基礎演習1」、「基礎演習2」及び「基礎演習3」において法的思考の基本及び法的文章力の基本を修得させるなど法律基本科目の学習がスムーズにいくよう学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯が記載された一覧表が「TKC法科大学院教育研究支援システム」により、学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院修了者及び神戸大学法科大学院修了者の若手弁護士を指導担当とする学修指導ゼミ（自主ゼミ）が、在学生及び修了者を対象に毎週又は隔週で開催されており、文書作成指導や法律基本科目を中心とした弱点補強のための演習を実施するなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度、学生の学修意欲の向上と学修条件の改善に寄与することを目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度として「広島大学大学院法務研究科奨学金」が整備されている。

学生生活に関する支援については、東千田地区保健管理室におけるカウンセリングを含む学生相談、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント対策委員（法務研究科教員1人が任命）による対応がされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、バリアフリー構造となっており、スロープ、エレベーター、障害者用トイレ及び障害者用駐車スペースが設置されているほか、各講義室には障害者用専用机が配置されるなど、整備充実を努めている。

身体に障害のある学生に対しては、授業の録音許可とそのテープ起こしの実施、キャンパス内での車イス移動の補助等を行っており、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、チューター制度を通じた実務家教員による個別相談への対応、サポート弁護士による個別相談への対応、就職支援のためのセミナーの開催、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等が行われている。また、地元企業や地方公共団体等との懇談会を開催し、修了者の受入に関する理解を深めてもらうよう、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 学生の学修意欲の向上と学修条件の改善に寄与することを目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、人事選考委員会において候補者の審査を行い、教授会等において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、専任教員の選考手続に準じて教授会へ選考を付議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべて専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員21年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教員の教育研究能力及び資質等の向上を図るとともに、広島大学における教育研究の発展に資することを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、研究科附属のリーガル・サービス・センター（LSC）の専任スタッフとして、法律相談の受付事務、相談事例の整理、データ蓄積、授業科目「リーガル・クリニック」の講義の事前教育のサポート等を行う法学修士号を有する専任の特任助教1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員21年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が、年間20単位以下にとどめられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、東千田地区支援室が整備され、法科大学院の事務を担当する職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、新採用教職員研修の年2回開催をはじめ、教職員別の研修体系を整備するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、学長と部局長参加の下に大学の運営に係る事項について話し合う意見交換会が定期的で開催されているほか、年に一度開催される学内組織評価に係る学長ヒアリングや学長による教授会訪問等において、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、有線LAN、無線LAN、プロジェクター及びDVD等のAV機器が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく6時から24時（期末試験の前から試験期間中に限り6時から翌日の2時）まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN、専用ロッカー及び書架等が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、東千田図書館が整備されている。東千田図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。東千田図書館に備えられている図書及び学習に必要な雑誌について、その一部は版が古く、備えられている数が必ずしも十分でないものの、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料がおおむね備えられており、図書の持出防止システムが設けられるなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、東千田図書館には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、東千田図書館についても近くに位置しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、演習室等が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、東千田キャンパスには警備員が常駐し、自習室及び計算機室等の入退管理はカードキー（職員証及び学生証等）で行われており、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 東千田図書館に備えられている図書及び学習に必要な雑誌について、その一部は版が古く、備えられている数が必ずしも十分でないため、改善措置を講じる必要がある。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として評価委員会が設置され、評価項目として「教育理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、教務委員会、入試委員会等の関係委員会と情報を共有するなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、評価委員会において調査及び収集され、東千田地区支援室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

広島大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

広島県広島市

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数 38 人

教員数 17 人（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

昭和 24 年 5 月に新制広島大学が設置された際に、地元県民の強い要望と、総合大学には社会科学系の学部が不可欠との認識のもとに政経学部を設置した。昭和 47 年 4 月に大学院法学研究科（修士課程）を、昭和 52 年 5 月に政経学部を分離改組して法学部と経済学部を、昭和 61 年 4 月に大学院社会科学研究科（博士課程）を設置した。

広島大学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、平成 7 年に、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念 5 原則を打ち立てた。平成 29 年 4 月には新たな長期ビジョン SPLENDOR (Sustainable Peace Leader Enhancement by Nurturing Development of Research) PLAN 2017 を策定し、「『持続可能な発展を導く科学』を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」をミッションとして、そのための人材養成を目指している。

広島大学は、建学の精神及び理念 5 原則に則り、平成 16 年 4 月、高い倫理観に支えられ、高度の法的学識・能力を備えた真のリーガル・プロフェSSIONALを育むことを目的として、既存の大学院社会科学研究科法律学専攻を母体に、独立研究科である大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）を設置した。

本研究科は、設立以来一貫してこの目的を達成するため、教育内容・方法として、基礎から応用へと段階的に進展する積み上げ方式のカリキュラムの構築、理解を深める双方向授業を可能とする少人数教育の徹底、模擬裁判やリーガル・クリニック等の実務教育の充実を図るとともに、新入学予定者に対する入学前ガイダンスの実施、法学概論の入学当初の導入教育科目化、これと連携した

基礎演習の展開等、新入生のスムーズな法学学習への取り組みを支える改善も実施している。

特に教員と学生との距離感を縮め、研究室を気軽に尋ねて授業等における質問や学修上の助言を求める学生に速やかに対応できる環境を構築している。学生 1 人に対して教員 2～3 人をチューターとして配置し、学習のみならず学生生活全般にわたる個別指導を行うとともに、研究科長等による、個々の学生の学修の到達状況を確認し学修プラン等を助言する面談を実施するなど、きめ細かい教育指導を実践している。

平成 17 年 4 月に設置した附属リーガル・サービス・センターは、市民への無料法律相談等を行うとともに、学生に法曹実務の一端を体験させることにより、本研究科の学生への実務教育のみならず、中四国の法律系学部学生に法曹への動機付けを与える教育を実践するに至っている。

これらの教育実践の結果、これまで 162 人が司法試験に合格し、その多くの者が、広島県及びその周辺において、法曹実務家として活躍しているほか、修得した法律知識を生かして官公庁や企業にも進出している。

他方、本研究科は、各年の司法試験合格率が全国平均に届かない状況が続いていることから、抜本的な教育改革を実行するために、平成 28 年 10 月に神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、その支援を受けて、エビデンス・ベースドの教育・組織改革、カリキュラム改編や教育手法の改善等に着手している。3 年間の教育連携において、カリキュラムの再編及び学生指導システムの充実を図り、次いでこのシステムを実効的に運用する教育技量の向上、さらにより幅広い学力層の学生に対する教育プログラムの完成へと段階的に進展させる。

本研究科は、今後も専門職大学院としての教育責任を果たし地域の期待に応えるべく、鋭意、改革改善の努力を重ねている。

《 SPLENDOR PLAN 2017 (https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/SPLENDOR_PLAN_2017) 参照》

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、「知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献する」ことを教育理念としている。

広島大学は、新たな長期ビジョンである SPLENDOR PLAN 2017 において、「『持続可能な発展を導く科学』を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」をミッションとし、その下の3つのビジョンの一つである教育の視点では「国際通用性の高い教育を提供し、人類が直面する予測不能な種々の課題を解決することのできる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求する精神を心に刻みチャレンジするグローバル人材」の養成をビジョンとしている。この長期ビジョンを受けて、本研究科は、広島大学のミッションを実現する人材を継続的に輩出することを目指し、「紛争解決のプロたり得る、技量の高い法曹を養成すること」を責務として、同時にそのような法曹人材を継続的に輩出できる、持続可能な進展を遂げる教育機関たることも求められる。

1. 法曹養成教育の目的

本研究科は、上記の教育理念を「法曹養成プロセス教育のスタート部分を担う法科大学院の場」での教育実践を通じて実現するために、目指すべき法曹の理想像が備えるべき具体的な資質を明らかにしている。その資質の修得に向けた適切かつ確かな教育内容及び教育方法・手法を探求し、それを組み上げて錬磨し、プロ養成教育ポリシーに貫かれた法曹養成教育プログラムを構築するよう努力している。

また、次の(1)～(4)のような資質を備え、学びの主体である学生一人一人の内面的な自覚を伴った法律専門家の養成を教育の目的としている。

- (1) 「学修の転移・活用 (transfer of learning)」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力
- (2) 法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探求し構築できる、創造性に富んだ法的思考力
- (3) 充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力
- (4) 専門職業人 (プロフェッション) としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力

これらの資質は、広島大学の SPLENDOR PLAN 2017 における教育ビジョンにある「国際通用性の高い教育を提供し、人類が直面する予測不能な種々の課題を解決できる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求する精神を心に刻みチャレンジする」ことを現に自らの行動で示していく上で不可欠であると考え、これらを修得し鍛錬する教育内容・方法を構築できるよう、教育システムやプログラムの改善に努めている。特に、カリキュラムの編成上は、未知の問題に対してそのプロセスを応用して解決策を創り出すことを可能とするため、「学修の転移・活用 (transfer of learning)」(1つの学修から得た方法を新たな勉学等の学びの場において類推し応用してその学びの質の向上を図ること)のプロセスを経験させる積み上げ教育が重視される(平成30年度から施行した新カリキュラムはこの点を十二分に意識して編成されている)。また、プロフェSSIONAL性を修得させるための教育として「知性の錬磨」(個々の知識の修得において知識相互間の体系化を図る学修を得てその学修方法を新たな勉学等の学びの場において類推し応用できるように研ぎ澄ますこと)と「反省の技法」(日々の行動を他者の行動とともに詳細に振り返り、その行動の目的と行動との合理的関連性や他者の意識の変化を読み解くトレーニング)とを内面的に自覚させるための機会を設け、模擬法律相談や法務セミナーにおける的確な対応方法の検討を行う教育指導を重点的に展開している。

2. 法曹養成機関としての目的

本研究科が広島大学のミッションを実現する人材を輩出する、「持続可能な発展を遂げる教育機関」であるために、そこで学び自らの夢を実現する学生にとって「範」となるべく、教育の質の向上と教育技量の洗練を日々怠らない教員組織・集団を形成する必要がある。

本研究科は、教育体制と組織を以下の3点を通じて学修サービス・マネジメント・システムへと転換することを目指している。

- ・学修サービスを整理し、見える化を果たすこと
- ・授業デザインやその実践の適切さ、教員のコンピテンシーを検証し、学修サービスの質の向上を継続的になす組織を作ること
- ・ステークホルダーの信頼を獲得し高めること

なお、学修サービス・マネジメント・システムを速やかに確立するため次の(1)～(3)のとおり具体的に取り組む。

- (1) 本研究科における授業等の学修サービスにつき、法科大学院協会策定の共通の到達目標に本研究科オリジナルな工夫を加えたものを教育基準とし、その確実な達成を図るために、学年進行を踏まえた各授業科目における教育内容及び方法を具体的に提示する。また、当該授業科目における学修達成度を明らかにし、積み上げのための後続の授業科目に申し送るためのシステムを作成する。これらにより、学修サービスを整理し、その「見える化」を果たす。
- (2) 学修サービスの質向上を図るために、授業担当の教員が授業デザインを的確に描き、それを教育の場で実践するための教育方法・手法を工夫するファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)等の機会を充実するとともに、授業等における学修サービスのマンネリ化を防ぎ、受講生に応じた創意工夫のある教育を行うためのコンピテンシー(教員としての再現可能な行動特性)を高めるシステム(教員相互あるいは他の法科大学院教員による授業参観と授業の分析・検討、他の法科大学院での授業工夫等の学修、受講生との意見交換や授業評価等の機会を十分に設定し、そこでの意見等を素直に受容して活かしていく体制等)を構築し、実践的に適切な運用を図る。
- (3) ステークホルダー、すなわち修了生とその家族、修了生の就職先、本研究科の授業に関与される法曹・企業関係者等との、定期的なヒアリングや意見交換会を行うだけでなく、日常的に修了生・在学生に対する評価や意見を聞くチャンネルを設けて、随時、教育改善につなげられるように体制を整える。

《SPLENDOR PLAN 2017 (https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/SPLENDOR_PLAN_2017) 参照》

